

令和
4年度

住宅リフォーム支援事業補助金



事業の 目的

魚沼市では、個人住宅等の質の向上を図り、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び空き家を活用した定住促進を目的として、一定の要件を満たしたリフォーム工事を対象にその費用の一部について補助を行います。

補助制度の概要

1. 補助を受けられる人(申請できる人)

- ① 魚沼市に住民登録している方で、対象となる住宅の所有者又はその世帯員
※「空き家活用」をされる場合は市外の方でも申請可能です。事前にご相談ください。
- ② 申請者及びその世帯員全員は市税等の滞納がないこと
- ③ 過去に補助を受けた方も通算2回まで申請可能(ただし同年度は1回限りです。)



2. 対象となる建物

- ① 申請者が所有し、現に居住している住宅
- ② 併用住宅は、居住部分のみ対象(共用部分は面積按分にて算出します。)
- ③ 空き家活用は、1年以上居住(住民基本台帳上)が無く固定資産税課税台帳に登録されている住宅
※売買契約の日から申請日までが6ヶ月を経過していないこと

3. 対象となる工事

- ① 個人住宅のリフォーム(改修・修繕・一部増築)工事(裏面例を参照)
- ② 県・市等が実施する他の補助金等の対象となっていない工事
- ③ 令和4年4月1日以降の契約で、令和5年3月末日までに工事費の支払が完了し、実績報告書の提出ができる工事
※交付決定前の着工は認められませんのでご注意ください。

4. 施工業者・工事経費等の条件及び補助要件・補助金額

- ① 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者が行うリフォーム工事
- ② リフォーム工事に要する総工事費から対象外となる工事・製品・設備等を除いた補助対象工事費(税抜き)が、下記の要件に該当する工事費(下限)以上であること

種別(対象者)	要件等	対象工事費(下限)	補助率	補助限度額
一般	世帯要件に該当しないもの	20万円	20%	10万円
世帯要件	高齢者世帯等(裏面を参照)	10万円	40%	20万円
空き家活用(転居)	市内に居住し新たに空き家に転居	50万円	30%	60万円
空き家活用(転入)	市外に居住し新たに空き家に転入	50万円	50%	100万円

申請受付

受付期間/場所 令和4年4月1日(金)から ※土日・祝日は除く
魚沼市役所 本庁舎 2階 都市整備課(20番窓口)

※予算額に達した時点で受付を終了します。
※予算残額は市HPにて随時更新します。

受付時間 8:30 ~ 17:00 ※12:00 ~ 13:00は除く

申請方法 ★施工業者と契約書を交わし、必要書類を添付して提出してください。
★申請時に窓口では、内容をチェックしません。申請書類を受け取るだけです。

★申請用紙等は、都市整備課、北部事務所、入広瀬分室及び市HPにて入手できます。

なお、コンビニ「ローソン」でも印刷可能となりました。(¥20~)マルチコピー機にてユーザーコード「UONUMACITY」と入力し印刷

お問合せ先 都市整備課 建築住宅係 (魚沼市小出島910) ☎025-793-7991 (直通)